

ケアハウス管理条例規程

この規程は、ケアハウス入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条（管理規程）に基づき定められたもので、ケアハウス天の香久山及び入居者がその適用を受ける。

第 1 条 （目的）

この規程は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

第 2 条 （管理運営方針）

当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

第 3 条 （定員）

当施設の定員は30名とする。

第 4 条 （利用資格）

1. 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上であれば、差し支えない。
2. 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
3. 伝染病疾患及び精神的疾患等を有さず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
4. 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
5. 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

第 5 条 (職員及び職務)

ケアハウス天の香久山は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は、当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

第 6 条 (入居)

1. 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票
- (3) 所得証明書
- (4) 身元保証人届
- (5) 健康診断書
- (6) 返還金受取人届
- (7) 緊急連絡先届（2名）

第 7 条 (利用料)

1. 入居者は、1ヶ月分の利用料を翌月15日に銀行自動引き落しにて徴収する。
但し、土曜・日曜・祝祭日にあたる時は、銀行の翌営業日の徴収となる。
2. 入居又は退去にともなって、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は日割り計算によって精算するものとする。
3. 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

第 8 条 (専用居室)

1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ、廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
2. 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ、ローソク、線香など、火気類の使用は、安全面から禁じる。

第 9 条 (共用施設・設備)

1. 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
2. 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

第 10 条 (相談、助言)

施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

第 11 条 (食事の提供)

1. 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した高齢者の健康に配慮した食事を 3 食提供するものとする。
2. 食事の時間は次の通りとする。

(1) 朝 食	8 時 0 0 分	～	9 時 0 0 分
(2) 昼 食	1 2 時 0 0 分	～	1 時 0 0 分
(3) 夕 食	5 時 3 0 分	～	6 時 3 0 分
3. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
4. 食事の場所は、原則として食堂とする。

第 12 条 (入浴準備)

1. 入浴は隔日以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。
2. 入浴の時間は、午後 1 時から午後 5 時までとする。
但し、4 時から 5 時の 1 時間は、ヘルパーによる介助浴とする。
3. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
4. 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談しその指示に従うものとする。

第 13 条 (緊急時の対応)

1. 入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
2. 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
3. 職員は、医療機関への連絡と共に、近親者緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第 14 条 (在宅サービス等の利用)

1. 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。
2. 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。
3. 第1項に伴う費用は、入居者の負担とする。

第 15 条 (自主活動への協力)

1. 入居者は、施設の共用設備を使って、自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。
2. 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
3. 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で、助言や援助を行うことができる。

第 16 条 (保健衛生)

1. 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
2. 第1項に伴う費用は、入居者の負担とする。
3. 入居者の健康維持に当たり、入居者に対し、隨時保健衛生知識の普及、指導等に努めるものとする。

第 17 条 (外泊)

外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を、施設長に届け出るものとする。

第 18 条 (部外者の利用)

1. 外来客を宿泊させる時は、予め施設長に届け出るものとする。
2. 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談のうえ、その期間を定める。
3. 希望する日の7日前までに施設長に届け出れば、外来者に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担する。

第 19 条 (災害、非常時への対応)

1. 消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。
2. 入居者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等、最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせる。

第 20 条 (動物の飼育)

利用者は、居室又は共用施設、若しくは敷地内において、小動物及び魚鳥類等の動物を、飼育しないこととする。

第 21 条 (政治・宗教活動の禁止)

1. 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。
2. 入居者は専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

第 22 条 (入居者心得)

1. 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その主旨を十分に周知徹底しなければならない。
2. バルコニーは、他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。
3. テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないよう、ボリュームを落として利用すること。
4. 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は、退去者が負担するものとする。

第 23 条 (運営懇談会)

1. ケアハウス入居契約書第4条（運営懇談会）に基づき、運営懇談会を設置するものとする。
2. 運営懇談会の設置、運営については、別に定めるケアハウス「天の香久山」運営懇談会細則によるものとする。